

令和7年度（2025年度）
熊本県立美術館協議会（次第）

令和8年（2026年）2月6日（金）

午前10時～

熊本県立美術館本館文化交流室

次 第

1 開会

2 美術館長挨拶

3 美術館協議会委員紹介

4 会長選出

5 会長挨拶

6 議事

議事

(1) 熊本県立美術館運営ビジョンに基づく令和6年度(2024年度)熊本県立美術館本館事業報告 ※別添資料1、2

(2) 熊本県立美術館分館(指定管理)の運営について ※別添資料3
報告事項 ※別添資料4

(1) 令和6年度(2024年度)第2回美術館協議会における委員御意見に対する対応状況等について

(2) 令和7年度(2025年度)熊本県立美術館事業報告暫定版(4月～12月)

(3) 令和8年度(2026年度)熊本県立美術館本館事業計画

7 閉会

※参考

熊本県立美術館協議会委員名簿

(参考1) 熊本県立美術館協議会関係法令

(参考2) 熊本県立美術館の機構及び職員数

熊本県立美術館協議会委員名簿

任期：令和7年(2025年)12月1日～

令和9年(2027年)11月30日

委員名	役職
川畑 愛子	熊本県 PTA 連合会理事
清川 真潮	島田美術館事務局長
米野 真理子	熊本県立劇場理事
坂本 ミオ	株式会社 CS プランニング 取締役
佐々木 奈美子	久留米市美術館学芸課長
関根 浩子	崇城大学芸術学部美術学科教授
竹崎 和虎	熊本県議会教育警察常任委員会委員長
長崎 健一	熊本県立美術館友の会世話人
林田 敬二郎	熊本県図画工作・美術教育研究会会長 (桜木中学校長)
本田 崇	熊本県高等学校教育研究会美術、工芸部会理事長 (阿蘇中央高等学校教諭)
松永 拓己	熊本大学教育学部教授、画家
的場 弘行	熊本博物館長

敬称略 50音順

(参考1) 熊本県立美術館協議会関係法令

1 博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）

最終改正：令和4年4月15日法律第24号）抜粋

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

（博物館協議会）

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第24条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあっては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあっては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあっては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第25条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあっては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあっては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2 熊本県立美術館条例

(昭和50年7月1日条例第33号、令和5年3月24日条例第13号改正、4月1日施行)
抜粋

(協議会)

第21条 美術館に、博物館法第23条第1項の博物館協議会として、熊本県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

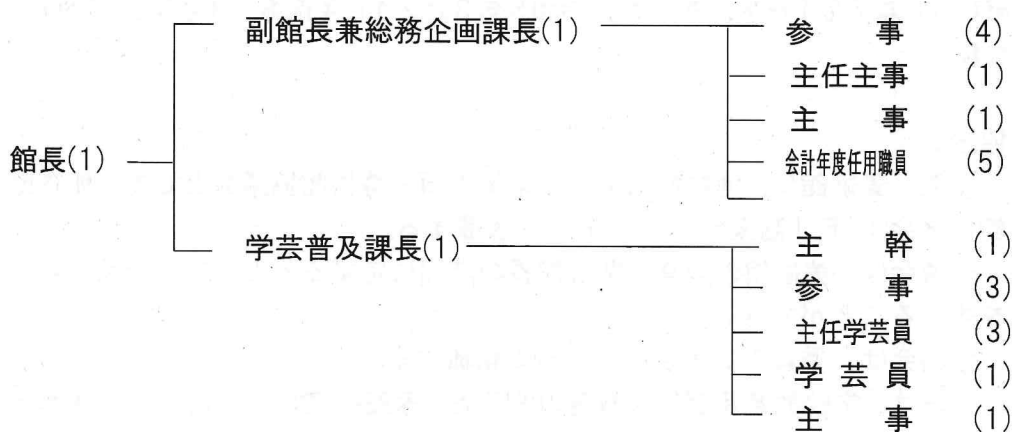
8 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

9 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(参考2)

□熊本県立美術館の機構及び職員数

(令和8年(2026年)1月31日現在)



□美術館職員名簿

氏 名	職 名	氏 名	職 名
白石 伸一	館長	宮川 聖子	参事
山鹿 公嗣	副館長兼総務企画課長	萬納 恵介	主任学芸員
坂本、幸陽	参事	山中 理彩子	主任学芸員
榎田 美穂	参事	香月 比呂	主任学芸員
松本 優喜	参事	藤本 真緒	学芸員
澤田 愛	参事	石本 智佳	主事
三宅 知佳	主任主事	宮本 かをり	会計年度任用職員
橋口 奈央	主事	杉本 幸江	会計年度任用職員
林田 龍太	学芸普及課長	田中 聖士	会計年度任用職員
才藤 あずさ	主幹	山本 香織	会計年度任用職員
福田 友子	参事	山下 まいこ	会計年度任用職員
金子 岳史	参事		